

令和8年 第2回八雲町議会定例会会議録（第3号）

令和8年6月5日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 報告第5号 令和7年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
- 日程第 5 報告第6号 令和7年度八雲町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 報告第7号 令和7年度八雲町農業集落排水事業会計繰越計算書について
- 日程第 7 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会中間報告
- 日程第 8 発委第1号 八雲町議会ハラスメント防止条例
- 日程第 9 発議第1号 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議
- 日程第10 発委第2号 東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書
- 日程第11 発議第2号 急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書
- 日程第12 発議第3号 2026年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第13 発議第4号 イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書
- 日程第14 発議第5号 殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書
- 日程第15 発議第6号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書
- 日程第16 発議第7号 教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書
- 日程第17 発議第8号 2027年度地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第18 発議第9号 すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 日程第19 発議第10号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（１３名）

2番	横田喜世志君	3番	水野博美君
4番	赤井睦美君	5番	黒島竹満君
6番	安藤辰行君	7番	寺田広樹君
8番	倉地清子君	9番	小西雄一君
10番	関口正博君	副議長 11番	宮本雅晴君
12番	三澤公雄君	13番	牧野仁君
議長 14番	大久保建一君		

○欠席議員（１名）

1番 斎藤 實 君

○出席説明員

町 長	萬 谷 俊 美 君	副 町 長	竹 内 友 身 君
総 務 課 長			
兼新庁舎建設推進室長	川 崎 芳 則 君	財 務 課 長	井 口 貴 光 君
併選挙管理委員会事務局長			
政策推進課長	宮 下 洋 平 君	政策推進課参事	戸 田 淳 君
会 計 管 理 者	佐 藤 尚 君	危機対策課長	田 中 智 貴 君
兼 会 計 課 長	川 口 拓 也 君	保健福祉課長	石 黒 陽 子 君
住民生活課長	加 藤 貴 久 君	商工観光労政課長	石 坂 浩 太 郎 君
農 林 課 長			
併農業委員会事務局長	横 田 盛 二 君	環境水道課長	上 野 誠 君
建 設 課 長	吉 田 一 久 君	落 部 支 所 長	伊 藤 勝 君
兼公園緑地推進室長	西 田 浩 人 君	学 校 教 育 課 長	三 坂 亮 司 君
水 産 課 長		兼学校給食センター長	
教 育 長		社会教育課長	
		兼 図 書 館 長	
学校教育課参事	池 田 忠 寛 君	郷土資料館長	佐 藤 真 理 子 君
		町史編さん室長	
体 育 課 長	阿 部 雄 一 君	農業委員会会長	日 野 昭 君
選挙管理委員会委員長	外 崎 正 廣 君	監 査 委 員	千 田 浩 文 君
総合病院事務長	福 原 光 一 君	総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院医事課長	佐 藤 哲 也 君		
消 防 長	河 井 治 彦 君	八 雲 消 防 署 長	中 野 悟 司 君
八雲消防署庶務課長	小 林 伸 也 君	八雲消防署予防課長	横 田 和 彦 君
八雲消防署警防救急課長	鈴 木 慎 也 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長			
兼地域振興課長	田 村 春 夫 君	地域振興課参事	小笠原 一 信 君
併熊石教育事務所長			
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	産 業 課 長	佐々木 直 樹 君
熊 石 消 防 署 長	関 晃 弘 君	熊石国保病院事務長	相 木 英 典 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	野 口 義 人 君	併議会事務局次長	藤 原 悟 史 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	千 代 貴 大 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開会 午前 10 時 00 分〕

◎ 開議宣告

○議長（大久保建一君） おはようございます。ただいまの出席議員は 13 名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、横田喜世志議員および三澤公雄議員から、一昨日の議案第 10 号におけるデマンド型乗合タクシー運行業務に関わる発言について、一部発言の撤回と会議録の整理について申し出がございました。横田議員及び三澤議員両名から発言を求められておりますので、これを許します。

それでは、横田喜世志議員からお願いいたします。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） 一昨日、議案審議の中で、具体的な業者名を出してしまったことを深くお詫び申し上げます。ならびに、削除をお願いいたしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（大久保建一君） 次に、三澤公雄議員よりお願いいたします。

○12 番（三澤公雄君） 議長、昨日ですね、公正な議会運営についてのお願いということで、第 2 回定例会の一般会計補正予算の質疑において、横田喜世志議員、三澤公雄議員が私、大久保建一ならびに有限会社八雲ハイヤーの名誉と企業イメージを貶めるような発言がありました。

これらの発言は、個人にとっても、企業にとっても決して看過できるものではありませんし、企業にとっては、営業妨害にも当たる可能性がありますという申し入れをもとにして、音声録音を聞き、全員で会議を行った結果、私の発言の中にそういう該当する言葉があるという指摘がありましたが、その中で寄り添うという表現について、会議の中でも中心にされました。

それで、改めて議事録を読みましたが、確かに寄り添うという表現がありました。が、町側が提案した原案に基づいて、それに賛成と言っている業者に寄り添えなかったのか、だとか。一方の当事者である S 社についても寄り添うという表現がついているので、昨日の遅くまでやった会議の中で使われた、寄り添うという表現に関しては、公平に使われているということが事務局の確認でも分かっていただけでした。

しかし、その中で、私の発言の中を事務局が改めて見た結果、会議の後段ですけれども、だから繰り返しますけれども、やるといった業者のほうに、だから、この S 社のほうが会議を進行していたときに孤立していく。やるといった意思表示をしているのに、孤立しているようなイメージを受けるんですよね。再提案も金額も上げて、要するにやらないって言った業者がやりやすい環境をつくっていったという見方もできる、とここで断定表現を使っていることがふさわしくないと言われました。確かにそういう見方もできるなと思う

ので、この４行についての削除を私は認めることといたします。

しかし、この質問の原根源的な問題はですね、行政が事業骨子を作る、事業の中身を作る会議。そして、その中で業者が受け取る金額を決める会議にも、大久保氏が議員という立場として会議に参加しているということを、このことによって、公開された資料が読まされるということを重々わかっていただきたいと思います。私は、この４行を削除することを認めますが、この問題の根源は、議員という要職にありながら、そして、議長という立場を得ても、なお、そういった町政の政策づくり、そして、予算を決める場面にも、この金額ではやれないというような発言まで許してしまう会議のあり方に問題があると、私は思っております。

繰り返しますが、４行の削除は認めますし、その会議の進行上、答弁に立った職員の方には非常に難しい発言を繰り返すことをさせてしまったことは、反省に値すると思えますけれども、そもそもの問題を作ったのは、先ほど申したように、そういった予算の金額まで決める場面に、大久保議長が堂々と業者代表として関わっていることに問題があると思っていることをぜひ皆さんにもわかってもらいたいと思います。

○議長（大久保建一君） お諮りいたします。

横田喜世志議員および三澤公雄議員からの申し出のとおり、発言の一部を撤回し、会議録を整理することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、発言の一部を撤回し、会議録を整理いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大久保建一君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、寺田広樹議員と牧野仁議員を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（大久保建一君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野口義人君） おはようございます。ご報告いたします。

本日の会議に、町長より議案２件が追加提出されております。この他に、八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会より中間報告書、議会運営委員会より条例１件、総務経済常任会より意見書１件、議案発議による決議１件及び意見書９件、議員派遣の件１件、議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書１件が提出されております。

本日の会議に、斎藤 實議員、欠席する旨の届け出がございました。以上でございます。

◎ 日程第２ 議案第１２号

○議長（大久保建一君） 日程第２ 議案第１２号工事請負契約の締結についてを議題とい

たします。

本案については、地方自治法第 117 条の規定によって、除斥の対象となります。安藤議員の退場を求めます。

《安藤議員退場》

○議長（大久保建一君） 提出者の説明を求めます。

○建設課長（横田盛二君） 議長、建設課長。

○議長（大久保建一君） 建設課長。

○建設課長（横田盛二君） おはようございます。第 12 号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。追加概要説明書 20 番をご覧ください。

本件は、八雲町リサイクルセンター火災復旧改修工事建築主体・機械設備について、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、追加議案書 1 ページをご覧ください。

工事契約を締結する内容になりますが、1、工事の種類は、八雲町リサイクルセンター火災復旧改修工事建築主体機械設備で、工事の内容は外壁被害面塗装改修、建具及びガラス取り替え天井等仕上げ材改修、暖房機等設備改修などの改修を実施する工事であります。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札により、5月26日に執行したもので、3、契約の金額は6,941万円で、4、契約の相手方は八雲製材安藤特定建設工事共同企業体、代表者二海郡八雲町相生町95番地、株式会社八雲製材所、代表取締役社長阿部悟であります。

工期につきましては、契約日より令和9年2月26日までであります。以上で、議案12号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 工事の種類として、建築主体機械設備って書いてありますが、先ほどの説明では、なんか建物だけみたいに受けたんですが、そこはもう一度お願いしたいと思います。

○建設課長（横田盛二君） 議長、建設課長。

○議長（大久保建一君） 建設課長。

○建設課長（横田盛二君） 説明の工事の種類の中では、暖房機等設備改修という説明をしましたけれども、具体的な機械設備の改修の内容といたしましては、暖房機、換気扇、吸排水管、水排水の改修を含む工事となっております。よろしくお願いいたします。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） そうすると、焼損した破砕機関連の部分というのは、また後で出るということの解釈でよろしいですか。

○建設課長（横田盛二君） 議長、建設課長。

○議長（大久保建一君） 建設課長。

○建設課長（横田盛二君） 破砕機の修理におかれましては、昨年度、破砕機の債務負担行為を議決いただきまして、契約議決もいただいております、もう発注済みでございます。

○2番（横田喜世志君） すいません。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） その発注済みの機械は、この工事が終わって建物ができた後に設置して、そして、速やかにリサイクルセンターは復活するというイメージを持ってよろしいでしょうか。

○建設課長（横田盛二君） 議長、建設課長。

○議長（大久保建一君） 建設課長。

○建設課長（横田盛二君） 八雲町リサイクルセンター破砕処理設備復旧工事につきましては、こちらについても契約日より令和9年の3月19日ということの工期でございます。

これはですね、並行して進みまして、先にですね、今現在、破砕機の被災した部分を撤去しまして、その後、内部の清掃だったり改修をした後、ハッチの上部を開けて、開口のドアを修理する過程で、破砕機の中に入れて設置をした後に、その他改修工事を進むということで、この機械設備の部分と破砕機の部分、また建築電気設備は同時並行で行われることとなっております。

工期については、同じ時期で来年の3月目指してやっていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いします。

○12番（三澤公雄君） ありがとうございます。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

安藤議員の除斥を解き、入場を許可いたします。

《安藤議員入場》

◎ 日程第3 議案第13号

○議長（大久保建一君） 日程第3 議案第13号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定によって、除斥の対象となります。黒島議員の退場を求めます。

《黒島議員退場》

○議長（大久保建一君） 提出者の説明を求めます。

○建設課長（横田盛二君） 議長、建設課長。

○議長（大久保建一君） 建設課長。

○建設課長（横田盛二君） 議案第13号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。追加概要説明書21番をご覧ください。

本件は、遊楽部生活館新築工事建築主体について落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

それでは、追加議案書2ページをご覧ください。

工事請負契約を締結する内容になりますが、1、工事の種類は、遊楽部生活館新築工事建築主体で、工事内容は遊楽部生活館、鉄骨造平屋建て、延べ床面積290.35㎡及び物置軽量鉄骨造平屋建て、延べ床面積16.98㎡の新築工事であります。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札により、5月26日に執行したもので、3、契約の金額は1億5,840万円で、業務契約の相手方は黒島、高橋、北海特定建設工事共同企業体、代表者二海郡八雲町山越115番地の4、株式会社黒島建設、代表取締役社長長嶺和則であります。

工期につきましては、契約日より令和9年2月26日までであります。以上で、議案13号の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 工事の種類として、遊楽部生活館新築工事と、事務的にはそういう書き方だということで読んだんですけども、これ、完成した暁でも、遊楽部生活館という名称になるのでしょうか。

というのは、この建物は、アイヌの方々が儀式ができるようにするっていうことがちょっとメインというか、核になる施設だというふうに説明を受けたことがあるので、それに

ふさわしい名称になるのかなということを想像しているんですけども、そういう意味で、この工事の種類として、仮にこういう名前をして、完成の暁には違う名称になるのかな、ということを想像したんですけども。

実際はどうなんでしょうか。実際というか、新しくできる建物の名称も遊楽部生活館なんでしょうか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（大久保建一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案のとおりですね、新築された後も遊楽部生活館の名称で施設は名前もそのようなかたちで、建設後も使用されることになります。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） この僕の認識は、間違っていないですよ。アイヌの方々がそういった行事ができる内部構造にするというような。ということは、その当事者の方々からいろいろお話を聞いて、それでこの建物を建築に至ったと思うんですけど、名称についても、その当事者の方々の了解は得ているという解釈でよろしいでしょうか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（大久保建一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 名称のほうも、八雲町に存在するアイヌ協会のほうからの意向でこのように決定いたしました。

○12 番（三澤公雄君） 分かりました。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

黒島議員の除斥を解き、入場を許可いたします。

《黒島議員入場》

◎ 日程第4 報告第5号

○議長（大久保建一君） 日程第4 報告第5号、令和7年度八雲町一般会計繰越明許費に関わる歳出予算の繰り越しについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（井口貴光君） 議長、財務課長。

○議長（大久保建一君） 財務課長。

○財務課長（井口貴光君） おはようございます。報告第5号、令和7年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、ご説明いたします。

議案書116ページをお願いいたします。

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。

議案書117ページをお願いいたします。

繰り越した事業は、これまでに議決をいただきました2款総務費、1項総務管理費、災害時備蓄品整備事業から7款、1項商工費、ウイスキー蒸留所誘致事業までの6事業で、繰越限度額4億8,667万円の議決に対し、令和8年度へ繰り越した予算額、翌年度繰越額は、同額の4億8,667万円で、財源内訳は記載のとおりであります。

以上で、報告第5号令和7年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第5 報告第6号

○議長（大久保建一君） 日程第5 報告第6号、令和7年度八雲町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（上野誠君） 議長、環境水道課長。

○議長（大久保建一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（上野誠君） おはようございます。報告第6号、令和7年度八雲町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書118ページです。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和7年度八雲町下水道事業会計の建設改良費予算のうち、翌年度に繰り越した額を報告するものであります。

議案書119ページです。

繰り越した事業は、予算科目1款、資本的支出、1項、建設改良費、公共下水道下水処理場改築更新事業3億5,300万円及び熊石地区特定環境保全公共下水道下水処理場改築更新事業1,700万円の2事業であり、繰越額の財源内訳は、表記載のとおりであります。

繰り越しに至りました理由は、2事業いずれも下水処理場の機械および電気設備の更新工事を日本下水道事業団との協定により、事業団へ委託して実施するものでありますが、工事入札において、それぞれ一度目の入札が不調となったことから、再度の工事価格の設

定、再入札に時間を要したことにより、工程に遅延が生じたこととなったためであります。

以上、報告第6号の報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第6 報告第7号

○議長（大久保建一君） 日程第6 報告第7号、令和7年度八雲町農業集落排水事業会計繰越計算書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（上野誠君） 議長、環境水道課長。

○議長（大久保建一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（上野誠君） 報告第7号、令和7年度八雲町農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。議案書120ページです。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和7年度八雲町農業集落排水事業会計の建設改良費予算のうち、翌年度に繰り越した額を報告するものであります。

議案書121ページです。

繰り越した事業は、予算科目1款、資本的支出、1項、建設改良費農業集落排水施設下水処理場改築更新事業6,732万8千円です。繰越額の財源内訳は、表記載のとおりであります。

繰り越しに至りました理由は、下水処理場の機械及び電気設備の更新工事を実施するものであります。令和7年度に発注した機械設備工事において、汚泥ポンプ、薬品供給ポンプの製作にかかる部材の世界的需要の増加による入手難により、製造メーカーによる生産の遅延に伴い、工程に遅れが生じたためであります。

以上で、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第7 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会 中間報告

○議長（大久保建一君） 日程第7、八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会、中間報告を議題といたします。

本件につきましては、令和8年3月26日、第2回臨時会において、特別委員会が設置さ

れ、調査が終了するまで閉会中の継続調査の付託がされているものでありますが、このほど中間報告がなされたものであります。

報告書は、お手元に配付のとおりであります。

八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会委員長から発言を求められているため、これを許します。

○八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会委員長（関口正博君） 議長、関口。

○議長（大久保建一君） 関口委員長。

○八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会委員長（関口正博君） 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会の経過について、中間報告を申し上げます。

本特別委員会は、これまでの新庁舎建設事業について、建築主体工事の入札が二度にわたり不調となり、これまでの実施設計が白紙撤回され、基本設計から再検討で進められることとなったことを受け、本年3月26日に設置いたしました。

本事業は、多額の財政負担を伴うとともに、今後の行政サービス、公共施設のあり方、さらには、将来のまちづくりに大きな影響を及ぼす重要な政策課題であります。

このため、本特別委員会では、整備内容、進捗状況、財政見通し及び町民意見の反映状況について、議会として、集中的かつ継続的な検証を行ってまいりました。

委員会では、行政側との協議、関係資料の精査、先行事例の研究など、多角的な視点から調査、検討を進めてまいりました。そして、町が基本設計からやり直す今、残された時間が限られていることを踏まえ、将来世代に過度な負担を残さない、持続可能な新庁舎整備を基本理念とし、4月3日に提言書を。さらに、4月7日には再提案書を町長へ提出いたしました。

再提案書では、公民館機能を必要最小限とした上で、新庁舎に内包する考え方のもと、約500㎡の多目的機能の面積の拡大を提案いたしました。しかしながら、町からは、厳しい財政状況や予算との整合、合併特例債活用期限までの事業スケジュール等を理由として、4500㎡で進めたい旨の回答を受けております。

また、4月15日付で報告された八雲町役場庁舎建設工事基本実施設計業務に関わる一般競争入札についても、事業内容、施設規模、財政負担、防災機能及び説明責任等の観点から質問書を提出し、5月22日に町から書面による回答を受けたところでございます。

本特別委員会では、建設費高騰を踏まえた施設規模の適正化、公共施設総量の抑制及び複合化、防災拠点機能の強化、公民館機能の将来的な集約可能性、行政サービスの向上、及びDX推進などを主要な論点として、調査及び協議を行ってまいりました。

これまでの検討を通じ、本特別委員会としては、これからの庁舎のあるべき姿として、町民の誰もが利用しやすい、開かれた庁舎。維持管理費が安く、持続可能性を最優先とした庁舎。そして、安全、安心、環境に配慮した防災共生型庁舎を目指すべきとの考えに至ったものであります。

本日までに、特別委員会6回、小委員会3回を開催し、提言書及び再提案書の提出、質問書の作成及び改定内容の検証などを行いながら、中間報告書を取りまとめてまいりました。

た。

これまでの経過において、町長をはじめ、町理事者の皆様方におかれましては、本特別委員会の提案、質問等に対し、真摯に受け答えいただきましたことに、この場をお借りし、感謝を申し上げるものでございます。

改めて、新庁舎整備は、単なる施設更新ではなく、行政サービスの再構築、公共施設の再編、そして、持続可能な財政運営の確立に直結する重要な政策課題であります。また、建設費高騰や人口減少など、社会情勢が大きく変化する中で、町民サービスの維持向上と財政健全化を両立させることが求められております。

本特別委員会としては、今後、進められる基本設計、および実施設計についても引き続き注視し、多角的かつ客観的な視点から検証を重ねながら、町民にとって、真に必要な庁舎整備となるよう、責任ある議論を継続していくとともに、今後は、公共施設等総合管理計画に基づく町有施設の在り方、DX推進に関する議会内での機運醸成、建築コスト高騰への対応についても、重点的に調査検討を進めてまいります。

概要を報告いたしました但、詳細については、中間報告書に記載のとおりでございます。これからの本特別委員会の活動に対し、ご理解ご協力をいただきますことをお願い申し上げます、中間報告といたします。

○議長（大久保建一君） お諮りいたします。

本件については、これをもって報告済みとすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告済みといたします。

◎ 日程第8 発委第1号

○議長（大久保建一君） 日程第8 発委第1号、八雲町議会ハラスメント防止条例を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（大久保建一君） 赤井議員。

○4番（赤井睦美君） 発委第1号、八雲町議会ハラスメント防止条例について、議会運営委員会を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

近年、全国の地方議会において、議員間あるいは、議員と職員との関係における威圧的言動、過度な叱責、人格を否定する発言など、いわゆるハラスメントが問題として顕在化しております。

これらの行為は、議会の自律的な機能を損なうだけでなく、議員の間の信頼関係を破壊し、議会の権威と品位を著しく低下させるものであり、ひいては、町民の負託に応える議会の役割そのものを揺るがす重大な課題でもあります。

八雲町議会におきましても、そうした事態を未然に防止し、万が一発生した場合には、公平かつ、適切に対応するための明確なルールと体制を整備することが急務であるとの認

識に立ち、本条例案を提案するものであります。

本条例は、議員間及び議員と、職員との間における、あらゆるハラスメントを防止することを目的とし、議員としての倫理を明確にするとともに、議会の健全性、透明性及び町民からの信頼を確保することを基本理念として申し上げます。

次に条例の主な内容について、申し上げます。

まず、第2条において、ハラスメントの定義を明確にし、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントのほか、誹謗中傷等の行為も対象とすることで、幅広く人権侵害行為を防止する仕組みとしております。

第3条及び第4条では、議長および議員の責務を定め、ハラスメントの防止と発生時の適切な対応、ならびに、報告義務や報復行為の禁止を明確にしております。

第5条では、議会事務局に相談及び通報窓口を設置し、相談者等の秘密保持と不利益取扱いの禁止を規定することで、安心して相談できる環境の確保を図っております。

第6条では、調査手続きと体制について規定し、弁護士や学識経験者を含む調査委員会を設置できることとし、公平性及び中立性を確保した調査体制を整備しております。

第7条では、ハラスメントが認定された場合の措置として、文書による注意から公開謝罪、出席停止、役職辞任勧告、さらには辞職勧告決議の提案まで、段階的な対応を可能とするものとともに、全員協議会において、出席議員の2/3以上の同意を要するものとし、慎重かつ公正な判断がなされる仕組みとしております。

さらに、条例全体を通じて、被害者のプライバシー保護、二次被害の防止、ならびに継続的な研修の実施による再発防止にも配慮した内容としております。本条例の制定により、議員一人一人が高い倫理観と責任を自覚し、互いに尊重し合う議会風土を確立するとともに、町民から信頼される、開かれた議会運営の実現を図るものであります。

以上が本条例案を提案する理由及びその概要であります。議員皆様のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 発議第 1 号

○議長（大久保建一君） 日程第 9 発議第 1 号 航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○5 番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（大久保建一君） 黒島議員。

○5 番（黒島竹満君） ただいま、議題となりました発議第 1 号航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議について、提出者を代表し、提案理由を説明いたします。

昭和 52 年、航空自衛隊八雲分屯基地の開庁から、約半世紀にわたり、国の平和と安全を保つための防空任務のみならず、近年大規模な自然災害が頻発し、災害派遣や各種の部外協力など、町民の生命と財産を守る様々な活動を行ってきていることは、議員各位、十分ご承知のことと思います。

現在、基地には二つの高射隊が駐屯し、大勢の隊員とその家族が八雲町のまちづくりに大きく関わっておりますことも議員各位ご承知のことと思います。

基地があることによる周辺整備事業は、令和 7 年度までで総事業費 67 億 5,530 万 8 千円、補助金 43 億 6,528 万 5 千円となっております。

生活環境施設や事業経営の安定に寄与するこの補助金は、基地に対する周辺住民の十分な理解と協力を得て、当町の基盤整備や財政面に大きく寄与されてきたところであります。

国、地方とも逼迫した財政事情の中で、これまで以上に限りある財源の有効活用が求められ、基地周辺対策に係る各種助成金についても、大変厳しい状況ではありますが、その使途の多様化と拡大に期待しつつ、今後の八雲町のまちづくりのため、少しでも有利な補助事業の活用などのために、情報の収集や要望活動に努めなければなりません。

このようなことから、町共々、議会としても積極的にこれらの諸活動を展開するため、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会設置に関する決議案を提出した次第であります。

なお、特別委員会の構成委員の数は、7 名といたしたく存じます。

議員各位のご賛同をお願いし、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(大久保建一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員として、黒島竹満議員、安藤辰行議員、牧野仁議員、関口正博議員、小西雄一議員、斎藤實議員、宮本雅晴議員、以上7名の諸君を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(大久保建一君) ご異議なしと認めます。

よって、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会の委員は、ただいま指名いたしました7名の諸君を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本特別委員会の調査は、閉会中の継続調査として、調査が終了するまで付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(大久保建一君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会は、休憩中に委員会を開催して、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう、委員会条例第9条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

休憩

再開

○議長(大久保建一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告いたします。休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。

委員長に黒島竹満議員、副委員長に安藤辰行議員を互選した旨、報告がありました。

◎ 日程第10号 発委第2号

○議長(大久保建一君) 日程第10号、発委第2号東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番(牧野 仁君) 議長、牧野。

○議長(大久保建一君) 牧野議員。

○13 番（牧野 仁君） 発委第 2 号 東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書について、提案説明をさせていただきます。

我が国においては、東京圏への一極集中に歯止めがかからず、税収が東京だけに集まり、地方が疲弊し続けているのが実態であります。

当町において、急速な人口減少、高齢化率の上昇による基幹産業の担い手不足が顕在化することとともに、医療の人材の確保、病院の経営においても、厳しい状況にあり、地域に安心して住み続けられるための条件そのものが揺らぎつつある状況下にあります。

このような状況は、この地方自治体の自主的努力で克服できるものではなく、東京一極集中という国土構造上の問題に起因するものであり、国が責任を持ってその是正に取り組み、地方の分散型国土構造への転換を図るとともに、地方における産業、雇用、生活基盤を総合的に支える政策を講じるよう強く要望し、意見書を提出いたしますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 号 発議第 2 号

○議長（大久保建一君） 日程第 11 発議第 2 号、急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 2 号、急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

現在、大学生の約半数が奨学金を利用しています。日本学生支援機構の奨学金には、給付型、無利子貸与型、有利子貸与型の 3 区分がありますが、最も多い 62 万人が利用しているのが有利子奨学金です。

今、第二種奨学金の金利の急騰によって、卒業後の返済が若者の将来に重い負担となりつつあります。よって、国においては、今般の金利の急上昇による返済額の負担増を軽減

するために、増加した利子分への支援策を講じるとともに、給付型、無利子型貸与型の対象の拡大を行うことを求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 発議第 3 号

○議長（大久保建一君） 日程第 12 発議第 3 号、2026 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（大久保建一君） 赤井議員。

○4 番（赤井睦美君） 発議第 3 号、2026 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案について、提出者を代表し、提案説明をさせていただきます。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により、生活向上が改善したと感じる人は、少数であると考えられます。

また、2025 年 10 月に引き上げた 65 円で、道内の全労働者 216.5 万人のうち、57 万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第 2 条では、労働条件の決定は、労使が対等な立場で行うものと定めておりますが、現状では、最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定には、ほとんど関与することができていません。

政府は、2020 年代に全国平均 1,500 円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、引き上げに向けた環境整備が必要です。最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動及び北海道経済にも悪影響を与えかねません。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2026 年度の北海道

最低賃金の改正にあたって、以下の４点の措置を講ずるよう、強く要望いたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（大久保建一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 発議第 4 号

○議長（大久保建一君） 日程第 13 発議第 4 号、イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 4 号、イランへの軍事行動の即時停止と、外交による平和的解決を求める意見書について、提出者を代表して、提案説明いたします。

アメリカ及びイスラエルがイランへの攻撃を開始してから、約 3 ヶ月が経過しましたが、中東地域における軍事衝突が続いています。今こそ求められるのは、軍事力ではなく、対話と外交による一刻も早い平和的解決です。

よって、国においては、これ以上の犠牲を防ぐため、アメリカ、イスラエル及びイランが軍事行動の即時停止と外交による平和的解決に向かうように、外交努力を重ねることを強く求めるものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「あり」という声あり)

○議長（大久保建一君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○10番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（大久保建一君） 関口議員。

○10番（関口正博君） 発議第4号に対し、反対の立場で討論を行います。

まず、今回のイランへの軍事行動による武力衝突によって、多くの尊い命が失われることは極めて痛ましく、国際社会が対話と外交を通じて、平和的解決を目指すべきであるとの考えそのものに異論はありませんし、決して戦争を肯定するものでもありません。

また、中東地域の緊張が世界経済やエネルギー供給に与える影響はあまりにも大きく、日本を含む国際社会が平和と安定を望むことは、当然であると考ええるものであります。

しかし、本件は極めて高度な外交安全保障上の問題であり、本意見書を地方議会として採択することについては、慎重であるべきと考ええるものであります。

現在の中東情勢は、単純な善悪や加害者、被害者という構図だけで語ることはできない複雑な背景を抱えております。長年にわたる宗教的対立、地域派遣をめぐる緊張、核開発問題、国際テロ対策、さらには各国の安全保障上の判断が複雑に絡み合っているものであります。

日本政府は、国際社会との連携の下、こうしたさまざまな要素を総合的に勘案しながら外交政策を進めているものであります。地方議会が限られた情報の中で、特定の国際問題について、一方的な評価を行い、国に対して意思表示を行うことは、必ずしも適切であるとは言えません。国際情勢の不安定さ、とりわけ、今回のイランへの軍事行動は、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしております。

しかし、だからこそ、外交安全保障については、国家の専権事項でもあり、国が責任を持って総合的に判断すべきであります。

本意見書は、平和への願いという理念を掲げながらも、国際社会における安全保障上の現実について、十分な考慮がなされているとはいえない内容であります。平和は、願うだけで実現するものではありません。外交努力と同時に、国民の生命と財産を守るための現実的な安全保障政策が何よりも必要であります。理想を語ることは大切ですが、現実を見据えた議論も、また、同じく重要であります。

私たちは、平和を願うものであります。しかし、平和を願うことと、地方議会が特定の外交安全保障案件について、意見書を採択することは別の問題であります。

地方議会として、果たすべき責任と役割を踏まえるのであれば、本意見書を採択することには適切ではないと判断し、本意見書に反対するものであります。

議員各位のご理解をお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（大久保建一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 賛成の立場で討論させていただきます。意見書に書かれている文
言は、まさしくその通りだと思います。

今回のイランへの攻撃は、外交交渉中に一方的に米国とイスラエルが攻撃を始めてきた
と。これは事実でありますし、そして、そこへの配慮が過ぎる点が日本政治にも見られる
わけですから、地方からしっかりと声を上げて、平和を求めることは、僕は国民の行動と
して正しいもの、地方議会の行動としても正しいものと思いますので、この意見書には賛
成です。

ぜひ、皆さんも賛成の立場でご協力をお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。この採決は、起立によります。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（大久保建一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 14 号 発議第 5 号

○議長（大久保建一君） 日程第 14 発議第 5 号、殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回
を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番（水野博美君） 議長、水野。

○議長（大久保建一君） 水野議員。

○3 番（水野博美君） 発議第 5 号、殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見
書案について、提出者を代表して説明させていただきます。

政府は 4 月 21 日、防衛装備移転三原則とその運用指針の改定を閣議決定し、殺傷能力を
有する武器輸出を可能にしました。日本が生産輸出する武器によって、他国の人々の命を
奪うことは、日本国憲法の平和理念に反するものです。

また、多くの犠牲者を生んでいる世界各地での戦争や武力紛争を助長しかねません。よ
って、国においては、防衛装備移転三原則とその運用指針による殺傷能力を有する武器輸
出の容認を撤回することを強く求めます。

以上、議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「あり」という声あり)

○8番(倉地清子君) 議長、倉地。

○議長(大久保建一君) 倉地議員。

○8番(倉地清子君) 発議第5号に対しまして、私は反対の立場から討論いたします。

戦争や武力による問題解決を望まないことは、私も同じ考えであります。しかしながら、現在の国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境を考えたとき、防衛装備品の輸出を一律に否定することには、賛同できません。防衛産業は、日本の安全保障を支える重要な基盤であり、その技術力や生産体制を維持するためには、一定の国際協力や輸出も必要であります。

また、それは、国内の雇用や経済活動に寄与するだけでなく、自衛隊が必要な装備を安定的に確保し、その任務を遂行していくための基盤にもつながるものと思います。当然ながら、輸出先や用途については、厳格な管理が求められますが、そのことと輸出そのものを否定することは、別の議論であると考えます。

以上の理由から、本意見書には賛成できず、反対をするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(大久保建一君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(大久保建一君) 赤井議員。

○4番(赤井睦美君) 賛成の立場で。殺傷能力のある武器を輸出するということは、どこかの国で誰かの命を奪ったり、傷つけたりするということがもちろん想定されるわけで、それによって、日本の国が利益を得るなんて、そんな恐ろしい。そこまでして利益を得る必要は、私はないと思っています。ある首相も日本はそんな人を殺すような武器を売ってまで下がっていないという意見もありましたけれども、人を傷つけ、命を奪うもので収益を得る人がいるということは、絶対に反対です。

○議長(大久保建一君) 次に原案に反対の方の発言を許します。

他に討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(大久保建一君) これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。この採決は、起立によります。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(「賛成者起立」)

○議長(大久保建一君) 同数でございますので、議長の判断によります。

本案は否決いたします。

◎ 日程第15 発議第6号

○議長(大久保建一君) 日程第15 発議第6号、核兵器禁止条約への参加、署名、批准を行うことを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 発議第6号、核兵器禁止条約への参加、署名、批准を行うことを求める意見書について、提案説明を行います。

人類史上初めて、核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が2001年1月22日に発効しました。被爆者の長年の訴えが世界の国を突き動かして実現した禁止条約に、99の国と地域が署名、批准、加盟し、国連加盟国の半数を超え、核なき世界を求める声が広がっています。

そうした中で、2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して、核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したと、ノーベル委員会はたたえています。

今こそ、日本国が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加、署名、批准を行うことを強く求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと。

（「異議あり」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（大久保建一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 発議第7号

○議長（大久保建一君） 日程第16 発議第7号、教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○7番（寺田広樹君） 議長、寺田。

○議長（大久保建一君） 寺田議員。

○7番（寺田広樹君） 発議7号、教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書について、提出者を代表して説明します。

義務教育費国庫負担制度は、地域自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に1/2から1/3に変更された教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要である。

国においては、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤多忙化解消、30人以下学級の実現など、学校が豊かな学びの場となるよう、教育予算の確保、拡充、就学保障の充実を図るよう、以下の5項目を強く要望します。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第17 発議8号

○議長（大久保建一君） 日程第17 発議第8号、2027年度地方財政の充実強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（大久保建一君） 赤井議員。

○4番（赤井睦美君） 発議第8号、2027年度地方財政の充実強化を求める意見書案について、提出者を代表し、説明させていただきます。

国は、これまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。

しかし、物価高騰や資材、労務費の上昇による行政コストの増大、さらには、慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き、一般財源総額の確保が求められます。2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度、政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を

的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の 11 項目を強く求めるものです。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 18 発議第 9 号

○議長（大久保建一君） 日程第 18 発議第 9 号、すべての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○7 番（寺田広樹君） 議長、寺田。

○議長（大久保建一君） 寺田議員。

○7 番（寺田広樹君） 発議第 9 号、すべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について、提出者を代表して説明します。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ、少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなどして、地域の学校存続を基本に希望するすべての子どもに、豊かな後期中等教育を保障していくべきである。

そのためには、地域や子どもの意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望とした新たな高校配置計画、高校教育制度を作り出していくことが必要である。

以下の趣旨に基づき、以下の 4 項目を強く要望します。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 19 発議第 10 号

○議長（大久保建一君） 日程第 19 発議第 10 号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実、強化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○9 番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9 番（小西雄一君） ゼロカーボン北海道の実現に資する森林、林業、木材産業施策の充実、強化を求める意見書について提案説明いたします。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ 1/4 を占めており、地球温暖化や国土保全など重要な役割を担っています。こうした機能を将来にわたり発揮していくためには、植林、間伐、木材利用など、森林資源の循環利用を着実に進めることが必要です。

北海道において、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、伐採後の着実な植林、木材利用の促進、木質バイオマスの活用など、森林吸収源対策を一層推進していくことが求められています。

本意見書は、こうした取り組みを進めるため、国に対し、森林整備や防災減災対策に必要な予算の十分な確保を求めるとともに、優良種苗の安定供給、森林被害対策、スマート林業の推進、木材需要の拡大、人材の育成、確保に対する支援の充実、強化を求めるものであります。

議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより直ちに、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(大久保建一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第20 議員派遣の件

○議長(大久保建一君) 日程第20 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第124条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(大久保建一君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長(大久保建一君) 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申し出が提出されております。申し出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(大久保建一君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長(大久保建一君) これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和8年第2回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午前11時34分]

